

令和4年第4回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第148号

令和4年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年11月30日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和4年第4回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和4年12月2日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 1名

13番 三 好 勝 利

会議録署名議員の指名議員

10番 白 川 皆 男 11番 大 西 樹

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志

教 育 長	井 上 勝 之	総 務 課 長	萩 岡 一 志
企画政策課長	鈴 木 正 俊	地域振興課長	松 下 信 重
税 務 課 長	小 縣 茂	住民生活課長	山 本 貴 文
福祉保険課長	池 下 尚 治	健康増進課長	國 廣 美 紀
農 林 課 長	藤 原 道 広	建設土地改良課長	河 田 勝 美
地籍調査課長	宮 崎 雅 則	会 計 管 理 者	黒 木 正 人
琴南支所長	河 野 正 法	仲 南 支 所 長	多 田 浩 章
教育次長兼学校教育課長	香 川 雅 孝	生涯学習課長	亀 井 真 治

○白川正樹議長 おはようございます。

三好勝利議員より、欠席の届けがありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番、白川皆男君、11番、大西樹君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○白川正樹議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、発言を許可します。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可します。

○松下一美議員 皆さん、おはようございます。そしてまた、告知放送をお聞きの住民の皆様方、そして、今日は寒い中、大勢の傍聴者を迎えております。

このたびは佐文の綾子踊、そして、滝宮の念仏踊りと、風流踊がユネスコの無形文化遺産に登録されたこと、地元の方々、そしてまた、関係者の方々と共に心からお喜びを申し上げます。

そして、今朝ほどは、サッカーでありますけど、強豪でありますスペインに2対1で勝ったということで、大勢の方々が関心を持たれたことと思います。そして、ベスト16に進出ということでもあります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、2点ほど、物価高騰に対する今後の支援について、そしてまた、現在の基金状況を問うとの2点についてお伺いいたします。

まず、物価高騰に対する今後の支援についてでありますけど、10月25日の臨時議会におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業において2億3,311万円ほどが補正に上がったところであります。そして、予算的には124億8,124万6,000円でありますけど、その中の主なものが非課税世帯への国からの支援が5万円、そしてまた、町からの支援が3万円の8万円であります。

そして、電気・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援でありますけど、申請用紙が農業関係の方にも届いておりますし、また、先ほどの緊急支援事業の非課税世帯の方々にも書類が届いております。

農業につきましては6,330万円ほどで、30アール以上、そしてまた、50万円の農業収入がある方へととなっておりますけど、いずれにしても、申請もなかなか厄介でありまして、ハードルの高いものもあろうかと思っております。

そして、学校給食支援の1,400万円、これもありますけど、農家へは肥料を含め資材費の高騰による支援として、先ほど言いましたように30アール以上で50万円の農業収入ということではありますが、畜産農家へは50万円支給とありますが、中には肥育業でありますと、4,000頭近く飼育されている方もおります。そしてまた、繁殖牛の農家の方、そしてまた、年間数十万羽を超える養鶏でありますけど、ブロイラーを飼育されている方といろいろありますが、いずれにいたしましても、非常にハードルも高いのではないかと思っておりますが、この50万円、畜産農家への支給につきまして、どのように配分されているのかお聞きいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの物価高騰に対する今後の支援についての御質問にお答えいたします。

まず、松下議員御指摘のように、現在、電気・ガスを含むエネルギーや食品価格などの物価が高騰しており、家計の負担が増えている状況であります。

こうした中、政府は11月21日に第2次補正として総額28兆円の総合経済対策案を国会に提出いたしております。この補正予算の中には、電気・ガス料金の負担軽減策に3兆1,074億円、ガソリンなどの燃油補助金に3兆272億円などが含まれており、標準的な世帯において、これらの支援策により、来年1月から9月までの合計で家計負担が4万5,000円ほど減ると見込まれております。

次に、県において、11月定例県議会に新型コロナウイルスの下で長期化する原油・物価高騰への対策として、売上げがコロナ前より減少した中小企業や個人事業者に総額19億6,000万円、物価上昇分の価格転嫁が難しい業種への応援金として、病院、薬局、介護施設といった医療機関・福祉施設に9億6,500万円、低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり2万5,000円を支給する事業に6億3,400万円、飼料が高騰している畜産農家の緊急支援事業には8億8,500万円を上程いたしております。

本町におきましても、9月及び10月補正予算において、原油・物価高騰への対策とし

て、所得の低い均等割世帯を含む非課税世帯に対し1世帯当たり8万円の給付事業に2億5,180万円、運送事業者の支援に1,551万円、畜産農家の支援に600万円、販売農家支援として6,330万円、社会福祉施設などに対しては900万円、合わせて総額3億4,561万円の事業を議決いただき、コロナ臨時交付金や財政調整基金を充当して、まさに現在進行形で事業を実施しているところであります。

一方、宇多津町におきましては、今、述べました当町の実施の代替案として、中学生以下に2万円、75歳以上に1万円を給付する事業として総額8,300万円を計上し、実施する予定と報道発表がありました。

今後、国、県、町の物価高騰緊急対策事業を有効に活用しながら、物価高騰などで打撃を受けている方々の支援を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 ありがとうございます。今、町長、いろいろと苦心されて支援策を述べられたところでもありますけれど、9月の一般質問の時点では1万8,532品目と言われておりましたけれど、そのうちの14%余りが値上がりすると言われておりましたけれど、現在、2万品目を超えているのではないかと考えております。

そして、最近でありますけど、11月28日には、四国電力が一般家庭に平均の28.08%の値上がりということでありまして、月額2,200円の負担ということが来年4月に予定されているようであります。

そしてまた、IT導入家庭には月額4,800円の値上げがされるとも言われております。年末から来年にかけて、家庭への影響は計り知れないと思われまます。

政府も、先ほど町長申されましたように、経済対策として28兆円を考えるとと言われておりますけど、今後、全世帯への思い切った支援が政府の経済対策と併せて行われてはどうかと思われまます、町長のお考えをお伺いいたします。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 松下議員の御質問にお答えします。

今後、今まで来たようなコロナ対策、物価高騰対策に関します交付金等が国から示されましたら、また、本当に支援が必要なところに届くような施策を考えたいと私たちは思っております。全世帯へ配布するという考えもございますけども、それにつきましては、議員さんたちと併せて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 11月の時点でありまして、9月時点で14%ほどの値上げ率でありましたけれど、平均の17%余りの値上げということでありまして、来年には4,425品目が値上げ予定であります。そしてまた、2月には3,269品目と、まさに便乗値上げの感じがするわけでありまます。

そしてまた、今、言われましたように、電気・ガスの上に物価高、円安、新型コロナウ

イルス禍という三重苦の中でありまして、灯油につきましても105円とかなり上がってきております。そして、軽油もリッター140円余りであります。ガソリンにつきましても、政府はリッター30円ほど助成するということではありますが、政府の助成がなければ、200円近くになるのではないかと考えております。

まだまだ厳しい状況が続いております。そういう中で、今後とも、執行部におかれましては、きめ細かな対策というものをお願いしておきたいと思っております。

それでは、1番目を終わります。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○松下一美議員 2番目は、現在のまんのう町の基金状況を問うところであります。

現在、基金はどのように活用されているのかをお伺いいたします。令和3年末では72億9,250万2,000円と、多少は違います。相違があるかと思われそうですが、財政調整基金、そしてまた、まんのう町子ども未来夢基金、主なものでは地域振興基金等ありますけど、その点につきましても、活用をどのようにされているかをお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下一美議員の現在の基金の状況を問うとの御質問にお答えいたします。

まず、10月末現在でまんのう町の19ある基金の全体合計額は73億512万円あります。一番多い基金は財政調整基金で30億5,849万円となっており、地域振興基金をはじめとする特定目的基金の合計は35億8,630万円あります。

初めに、総務課が所管しております財政調整基金であります。これは年度末の決算状況に応じて財源調整のため歳入が不足する場合などに取崩しを行い、歳入補填をするほか、新型コロナ臨時交付金事業などにおいて、国庫補助金額が不足する場合の裏財源としても活用しております。また、地震などの大規模災害が発生した場合の緊急的な貴重な自己財源として確保しているという性質もあります。また、余剰金に余裕がある場合などには、前々年度の歳入から歳出を差し引いた剰余金の2分の1以上を積み立てて、基金残高の確保も行っております。

次に、減債基金につきましては、現在、約6億6,033万円が積み立てられております。文字どおり債務を減らすという観点から、毎年度、約15億円ある起債の元利償還金に充当すべく積み立てている基金となります。その年度の歳入歳出剰余金が発生した場合には、この減債基金か財政調整基金に積立てを行っており、残高が7億円を超えれば取崩しを行って、元利償還金に充当しております。

次に、特定目的基金についてでございますが、それぞれの基金条例において設置の目的、用途等を定めております。

主なものといたしまして、まんのう町琴南地区特定施設に関する基金は、特定施設であるまんのう町エピアみかどの管理運営を効率的に行うこと及び経営の安定化を図るために活用しており、まんのう町仲南地区特定施設に関する基金は、特定施設である五つの施設、

まんのう町塩入ふれあいロッジ、まんのう町塩入ふれあいセンター、まんのう町塩入健康センター、まんのう町仲南道の駅交流センター、まんのう町仲南特産品センターの管理運営を効率的に行うこと及び経営の安定化を図るために活用しております。

まんのう町ふるさと応援基金は、まんのう町の発展を願い、応援しようとする寄附者のまんのう町を思う気持ちを実現化するため、芸術・文化の振興に関する事業、環境保全に関する事業、保健・医療・福祉の向上に関する事業、教育・スポーツの振興に関する事業、産業振興に関する事業などに活用しております。

また、健やか子ども基金は、少子化対策、母子保健及び子育て支援事業の実施を対象とした新・かがわ健やか子ども基金補助金の交付を受けて運用しております。本町におきましては、子供のインフルエンザ予防接種の自己負担額の一部助成及び地域木材を活用した木育による子供の遊び環境整備事業に活用しております。

次に、学校教育課関係の基金といたしましては三つございます。

まず、子ども未来夢基金でございます。コロナ禍の前におきましては、小中学生の観劇、能や狂言の観覧を実施し、生きた芸能の体験に活用しておりました。本年度におきましては、こども園における芸術士によるアーキペラゴ及び花育の実施による情操教育のほか、こども園、小学校の遊具の更新などに活用しております。

次に、学校教育施設整備基金でございます。主にPFI事業に係る大規模修繕費用を平準化するために積み立てており、満濃中学校、スポーツセンターまんのう及び町立図書館の施設の大規模修繕費に充てることとしております。

次に、満濃中学校教育振興基金でございます。部活動における四国大会や全国大会への出場時の旅費の補助など、満濃中学校の生徒のために有効活用しております。

以上、松下議員の御質問の答弁とさせていただきます。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 ただいま基金等につきましても、町長は19の基金について詳しく説明いただきました。

そしてまた、先ほど私が申し上げました時点と、やはり基金は捉えるところの時点によりまして多少の差があるかとは思っておりますけど、町長のきめ細かな基金の活用、そして運用されていることに対して尊敬を申し上げたらと思っております。

そういう中におきまして、私は基金の運用についてをお伺いしますが、現在、財政調整基金でありますと30億円余りありまして、比較的使える財源でないかと思っておりますが、基金の運用については、最も有利で安全な有価証券に変えることはできるとありますが、この点につきまして、運用されるお考えがあるのか、そしてまた、その運用益は、もし利息が入れば、基金に入れるのではなくして、やはりそれはいろんな団体への助成金とかに活用されてはと思われませんが、町長のお考えをお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいまの松下議員の基金の運用についての御質問にお答えいたします。

基金は地方自治法第241条1項により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」と定められております。つまり、基金の種類は大きく分けて、特定の目的のために資金を積み立てる積立基金と、定額の資金を運用するための定額運用基金の2種類がございます。

まんのう町の基金は定額運用基金が土地開発基金の1基金ありますが、それ以外は全て積立基金となります。さらに積立基金の中には、基金の資金を取り崩すことなく、そこから生じる運用益をもって基金の設置目的を実現するための財源に充てる果実運用基金が存在し、地域振興基金と子ども未来夢基金がこれに当たります。

御質問の基金の運用につきましては、安全かつ効率的な運用を原則として、それぞれの基金の種類に応じた運用を行っております。

まず、積立基金につきましては、基金の取崩し時期が定まっている場合は、その時期をめぐりに短期定期預金で運用しますが、取崩し時期が定まっていない場合は、資金の一部を長期債券で運用し、収益確保を図っております。

次に、果実運用基金につきましては、収益確保を一義的な目的として長期債券を基本に運用し、より収益性の高い商品の購入及び売却益確保のため、随時、入替えを図っております。

定額運用基金につきましては、貸付準備金としての基金の目的から、短期定期預金を基本に運用を行っておるところでございますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 町長から、今、基金の運用については、積立てで運用する場合、そして、定期運用基金とあります。そういう中で、子ども未来夢基金とか地域振興基金のように基金として11億円、そしてまた、10億円を積立てして、その利息もその中へ入れて運用されているようであります。

ちなみに、今までは日本の国債を町も購入していた時期があるかと思っております。現在、日本の国債につきましては、10年物は0.2%から0.25%ぐらいでないかと思っております。その反面、アメリカの国債におきましては、長期のほうは金利が安く3.698%、そしてまた、短期の2年物につきましては、利息が4.475と非常に高いわけでありまして、日本の十数倍、20倍近くになるのではないかと思っております。

そういう中で、されど政府においても、外国為替資金特別会計というところで米国債を運用し、最近の新聞にも載っておりますが、年間利息が2兆円から3兆5,000億円余りあるということでありまして、運用につきましては、最も有利で安全な有価証券ということでもありますので、できれば日本の国債が一、二%になれば、運用益が出てくるのではないかと思っております。

そして、先ほどの30億円ほどあります財政調整基金でありますけど、私はその中の5%から、できれば10%、3億円余りを運用されてはと思っております。そして、それ

はいろんな各種団体でありまして、そういう団体へきめ細かな助成というものを町として行ってはと思いますので、町長の思いをお聞かせいただきます。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 御質問にお答えします。

基金は、まず、運用益につきましては、条例等で定まっておりますが、一旦はやっぱり基金のほうに積立てて、それから取り崩すということになります。それで各種事業に充当するというような形です。特に特目基金につきましては、使途等が条例等で決まっておりますので、その事業に向けて、その財源として充てるということになっております。

財政調整基金等につきましては、これは一般財源と同じでございますので、財源の不足分につきましては充当する。今回、コロナ交付金事業につきましては、一般財源部分を財政調整基金の取崩し金で補填したということがございますけども、財政調整金とか減債基金については、性質上は一般財源と同じという考えであります。あとの基金につきましては、特定目的基金で全て目的が決まっておりますので、その目的に沿って取崩しを行うということになっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 ありがとうございます。総務課長の答弁の中にもありましたけど、やはり基金というものは住民の財産でもありますので、これを有効に確実に運用していただいておりますことに、まず感謝をしておきたいと思っております。

されど、今の物価高騰というのは、何か政府も容認しているかのように思われるような時代であります。どうぞ今後につきましては、町長の住民への支援をしっかりとお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○白川正樹議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

4番、常包恵君、1番目の質問を許可します。

○常包恵議員 執行部の皆さん、また、告知放送をお聞きの皆さん、改めましておはようございます。

松下議員さんもおっしゃいましたが、今日のサッカーのスペイン戦、本当に私自身は正直びっくりいたしました。この議会がありましたから、4時からの放送はちょっと見なかったわけなんですけれど、ニュースを見まして非常にびっくりしましたし、感動いたしました。御町内の方、また、放送を聞かれている方につきましても、眠たいなと思いつつも、元気が出たという方が多いんじゃないかというふうに思います。やっぱりスポーツの持つすばらしさといいますか、本当にすごいなというふうに感じました。

一昨日の綾子踊がユネスコ登録ということでも町内は非常に元気が出たわけですけど、スポーツや文化、芸術というんですかね、そういったことで日本中といいますか、多くの国民に元気や勇気を与えてくれるというのは本当にすごい力があるんだなというふうに、今、感じておるところであります。

昨日、同僚議員の質問の中に部活動の話がありましたけれど、そういう面でも、子供たちのスポーツ、文化、芸術に対する心を育てるという立場で、充実を私からもお願いしたいと思っています。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は3点ほど、一つは新年度の予算編成について、二つ目に新型コロナ対策、特に若者と事業者支援について、三つ目として、特色ある教育でまんのう町の価値を高めていこうと、そういった思いで、三つの点について大きくお伺いしたいと思います。

それでは、一つ目の新年度の予算編成についてお伺いたします。

予算は町の方針であり、町長の施政方針の具体化というふうに思います。町の最大の課題である人口減少対策の具体化ではないかというふうに思っています。各課それぞれの事業一つ一つが人口減少対策と位置づけ、まんのう町の価値をより高めるために、ただいま効果的な予算編成がされていることと存じます。

令和3年度の一般会計の決算額は126億4,968万円、そして、令和4年度の予算当初で約120億円、12月補正までで125億9,918万円となっております。現在、令和5年度の予算編成作業が各課で大詰めと思われませんが、令和5年度の予算編成の骨格についてお伺いたします。

予算編成の基本方針をまずお示してください。そして、予算の総額は現時点でどの程度とお考えでしょうか。今年度は町民ホールや琴南公民館のつり天井の撤去、琴南小学校の大規模改修などの大型事業がありました。来年度は何が予定されておりますか。そして、今後、令和6年度以降についても予定が決まっておればお示してください。

そして、建物を造る際には、まんのう町産材の木材の使用を最大限、可能な限り使うことをお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、答弁のほうよろしく申し上げます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの新年度予算編成は。大型事業が続いておりますが、新年度及び今後の予定はについての御質問にお答えいたします。

まず、令和5年度予算編成方針につきましては、去る10月14日、全職員に対しまして、まんのう町予算規則第4条の規定により、総務課長名で各課長に対して周知をしたところでございます。

来年度予算編成の基本方針としましては、人口減少対策として、国においてまち・ひと・しごと創生総合戦略が進められており、まんのう町におきましては、将来予測される人口減少下でも、人々が輝き、町内外の人に選ばれる町となるために、今までとは違う方法で町の魅力を磨いていかなければならないとしております。

そのような状況の中、施策立案の基本的な考え方として、これまでの行政側の供給視点によるサービスそのものの在り方を転換し、住民の需要に応じる公共サービスの新たな形を確立するという視点で取り組み、利用者のニーズの把握に重点を置き、質の向上を意識

することが重要であるとしております。

また、合併16年の成果の検証と財政見通しを踏まえ、まちづくりの指針となるまんのう町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策・事業の着実な推進を図り、人口減少、少子高齢化に向けた総合的な地域福祉施策や生活関連社会資本整備など、多様化する政策課題に着実に対応し、町民の満足度を高めていくことはもとより、合併効果が十分発揮できる施策の推進、また、合併特例期間が終了し、激変緩和期間も終了したことによる持続性・安定性のある財政構造を構築することが重要であるとし、そのためには町税等の収納率の向上や新たな自主財源の創出等による歳入の確保に努め、徹底した事務事業の見直し（スクラップアンドビルト）、アウトソーシング（事業の外注・委託）などにより行財政改革を進めるとともに、より一層、選択と集中の視点に立って、限られた財源の中で効率的、効果的な行財政運営を行うことが必要であります。

したがって、令和5年度の予算編成におきましては、現下の厳しい財政状況を十分認識の上、まんのう町総合計画及び実施計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び過疎計画を予算編成の基本として、歳入歳出全体にわたり徹底した見直し、具体的には、前年度踏襲ではなく、ゼロベースからの予算積上げを行うこととし、健全な行財政運営を前提に、施策の選択と財源の最適な配分化を図る中で、総合的かつ効率的なまちづくりを推進することにより、町域の均衡ある発展と町民福祉の向上につながる予算を編成していくものとしております。

具体的には、予算枠の設定として、一般会計の予算規模を重点施策等の政策的経費を除き、全体予算として96億円程度、一般財源ベースで66億円程度に抑制するよう努めるとしております。したがって、各経費は一般財源ベースで人件費、公債費などの義務的経費を除き、令和4年度当初予算の96%を前提として見積もることとし、4年度同様、一般財源4%削減の枠配分予算編成をすることとしております。また、想定しております予算総額は4年度と同等の120億円程度と見込んでおります。

次に、来年度予定されております大型事業につきましては、約3億5,000万円で、四条公民館整備事業増築工事約1億3,000万円で、仲南支所改修工事約1億2,000万円で、琴南サブセンター情報ネットワークシステム改修事業などを予定しております。

また、来年度以降につきましては、令和6年度に満濃南小学校プール改築事業、満濃農村環境改善センター取壊し事業、勤労青少年ホーム吊り天井撤去工事などを計画しており、令和7年度以降に長炭小学校大規模改修事業、仲南及び満濃サブセンター情報ネットワークシステム改修事業、総合福祉センター建築事業などを計画しております。

今後も1年間に大型事業が集中しないよう、年度を分散して実施することで、当初予算規模が膨らまないよう、また、起債の償還が集中しないように鋭意調整し、計画してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

そして、常包議員御指摘のように、大型事業に限らず、建築や改修事業の中で町産の木材を使用できる可能性がある場合は、できる限り町産木材を使用してまいりたいと考えて

おりますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。計画的な編成をお願いしたいと思いますが、11月11日の新聞報道によりますと、国の借金が9月末で1,251兆円、国民1人当たり1,002万円との報道がありました。人口減少が進んでいることや国の財政状況などから、町の収入で3割余りを占めます、また、約40億円の地方交付税についても減少していくのではないかとというような不安があります。

先ほど言われました大型事業につきましては、過疎債であるとか合併特例債、緊急防災・減災事業債などの有利な借金で行われておりますが、当然ながら、町の一般財源も必要かと思ひます。中長期の財政計画を立てておりますが、その計画との相違は起きておらないでしょうか。

先ほど、来年度の予算は120億円程度という御答弁がありました。また、まんのう町としては96億円程度の予算規模を目指したいというような話もあったと思ひますが、それに近づくのはいつ頃を想定されておるのかお示してください。

建物を造るときには、先ほど言いました有利な補助事業もあろうかと思ひますけれど、毎年の維持費、管理費、また、修繕費が町の負担となります。古くなれば修繕費は増えてまいります。

先ほどの仲南支所、来年度は大規模改修があるということでありましたが、平成10年完成ということで、30年近くになりますと、大きな改修が必要になる。本庁につきましても、昨年、今年と電気や空調設備を修繕をしましてまいりました。あったらいいのではなく、なければ困る、どうしても必要な施設を必要な規模で建設するようお願いしたいと思っております。私たちの次の世代が困るのではないかと思うわけです。

また、今年であれば5割のプレミアムがついた商品券事業が、37億円余りかけて、国の交付金と町の財政調整基金で行われました。新型コロナ関連事業を除けば、今年度の予算はどのくらいの規模に当たるのか。来年度、120億円程度ということでありましたが、コロナ対策を除けば、どの程度の規模を想定しておるのかお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問、人口減少が続き、国の財政状況などから地方交付税が減額していくおそれはないのか。中長期の財政計画との相違はないか。適正な予算規模は幾らで、近づくのはいつかの御質問にお答えいたします。

まず、まんのう町も様々な人口増加施策を実施しておりますが、御指摘のように人口減少が進んできており、人口が減少すると納税者も減るわけですから、税収が下がります。税収が下がれば、連動して交付税が減少するわけではありませんが、町の収入の約3割を占めている地方交付税も、急激ではないにしろ、徐々に逡減が見込まれています。

そういった中で、箱物施設建築や改修などに活用できる合併特例債、過疎債、緊防債など、7割が交付税で後年度措置される起債や補助金などがありますが、御指摘のように3

割は一般財源、さらに維持管理費は施設がある限り当然一般財源となるわけで、中長期で見た財政の視点が重要になってくるわけであります。

次に、中長期計画においても、大型事業、7割の交付税措置の収入、地方交付税の通減なども加味して計画しておりますが、まんのう町が適正な本町に見合った90億円台の予算規模になるのは、合併特例債が活用できなくなる令和8年度頃から当初予算額が100億円を下り、90億円台となり、令和14年頃には95億円程度まで下がり、その後も徐々に通減する予定でございます。

そういった観点からも、御指摘のように、あったらいい施設を建築するのではなく、なくてはならない施設、なければ困る施設を、今後、必要な適正規模により建築してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、今年度予算において、新型コロナ関連事業費を除きますと、12月補正予算後予算が約126億円のうち約10億円がコロナ関連予算ですので、116億円がコロナ関連以外の予算となっております。来年度もコロナ関連予算を除けば同額の116億円程度となる見込みでありますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。最小の経費で最大の効果を求めるといいますか、自治体を運営していく上で大切なことだと思っています。

町民、また、議会からはいろんな要望が出されますけれど、それを精査していただき、必要な規模で必要な施設を造っていただきながら、運営していただきたいと思っています。

三つ目に、次に監査意見について、令和3年度の決算審査や監査委員さんの意見で、新年度の予算編成に反映したもの、取り入れたものについてお伺いします。

令和3年度中の定期監査及び行政監査において、監査委員からは指摘事項1件、指導事項2件、12件の検討事項が報告書として提出されております。12件の中には備品と消耗品の区別を統一し、台帳管理を適正に行うよう周知、指導を徹底する。職員研修に内部統制を取り入れてはどうか。各課の会計年度任用職員の数が業務内容や業務量に適したものになっているか。ことなみ振興公社、仲南振興公社について、今後もある程度の支援が必要との見方だが、支援計画に当たっては慎重に検討すること。かりん亭及び物産館を町広報誌で宣伝するなど、利用者の増加策を検討すること。管理契約が随意契約で業者選定しているものがあるが、地元業者育成や予算の効率的な使い方から契約方法を検討するなど、監査委員から要請が出されております。

前年度ではありますが、議会での決算審査や、ただいま申し上げました監査委員の意見などを踏まえて取り入れたもの、改善したもの、また、注意をしているものなどがございましたらお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの決算審査や監査委員の意見はどのように反映されたかとの御質問にお答えいたします。

まず、令和3年度決算審査と並行して行政監査として行われた監査委員による不用額に対する調査において、新型コロナ関連による事業不執行に伴う不用額以外にも、予算策定時または実施事業の精査が十分に行われず、多額の不用額が発生しているとの指摘を受けました。

具体的な改善点といたしましては、来年度当初予算編成に当たって、前年度の予算執行状況を参考に適正な予算編成をすること、イベント開催費用や団体助成金などにつきましては、事業趣旨等を鑑み、適正に予算編成するなど、前年度にも増して予算策定時に事業精査を徹底し、多額の不用額を出さないよう全職員に周知徹底しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。指摘、指導、検討というランクがありますが、監査委員から出された声について真摯に受け止めていただき、すぐできるもの、少し時間がかかるもの、いろいろあろうかと思えますけれど、取り入れていただきたいというふうに思いますし、まんのう町におきましては、監査委員の雇用ではなくて、内部統制といいますか、そういう形で職員を配置して、法令遵守といいますか、そういう適切な予算執行に努めるというような部分もされておりますから、ぜひ法令遵守をしながら、適正に、適切に、なおかつ、最小の経費で最大の効果が生まれるような予算編成並びに予算執行をお願いしまして、1番目の質問を終わりたいと思います。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○常包恵議員 失礼いたします。二つ目は、若者と事業者の支援をお願いしたいということでもあります。

昨年の文部科学省の学校基本調査によりますと、大学の進学率は0.5%増えて59.4%で過去最高、短大、専門学校を含めると83.8%だそうです。香川県の大学進学率は全国で17番目、55.2%だそうです。奨学金の充実であるとか、就職が不透明であるとか、いろいろな理由で進学が伸びているという声もありますが、2人に1人は大学に行かれているということでもあります。

私は若者が自分の夢の実現に向けて選択肢を広げる、そのことはすばらしいことだと思いますし、応援したいと思っています。

しかし、厚生労働省が発表した2019年に大学を卒業して就職した人のうち、3年以内に仕事を辞めた人は0.3%増えて31.5%、高校の場合は35.9%の方が仕事を辞めていると。事業所規模でも差があるわけですが、5人未満の企業では55.9%と、半数の方が3年以内に仕事を変えているという実態が報告されております。

そして、20歳から24歳といいますか、若い人では非常に非正規の方が増えております。学歴や性別の格差も見られるわけですが、非正規の働く方が増えています。高等教育を受けていても不安定な雇用、低い労働条件で働いている若者が増えているんです。奨

学金は借りれるけれども、日本学生支援機構の奨学金は借りやすくなったけれども、何か取りたても厳しくなった、このような声も聞きます。住民課には返済が滞った方の住所照会といますか、住民票の請求文書も増えているのではないかと思います。

新型コロナの影響が若者を直撃している、大きな影響を受けているということは昨年の6月議会で申し上げました。その上に円安やウクライナ危機などで物価が上がっている。昨日の新聞によりますと、10月の高松市の消費者物価指数は3.4%上がった。31年ぶりの高い伸びであるというような報道があります。町独自の若者への支援につきましては、今後、財源確保に努めながら、真に支援が必要な若者にしっかり届くような施策を議員の皆様方の御意見もお聞きしながら検討してまいりたいと昨年6月に御答弁をいただいたところです。

現時点でのお考え、また、来年度の予算編成等についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの低所得層の若者への支援ができないかについての御質問にお答えいたします。

文部科学省が実施しております2021年度学校基本調査によりますと、大学進学率は54.9%で過去最高に、短大4%、専門学校24%を含む高等教育機関への進学率は83.8%で、こちらも過去最高になっております。都道府県別「大学進学率のランキング」では、香川県は17位の55.2%となっております。

文部科学省は、大学進学率が上昇していることについては、コロナ禍で雇用環境の見通しが不透明なことを理由に就職から進学を選択した生徒が一定数いること、高等教育の修学支援制度によって学ぶ機会を確保できた生徒がいたことを挙げています。

独立行政法人日本学生支援機構の「令和2年度学生生活調査」によりますと、大学昼間の部で学費と生活費の合計、学生生活費は年間181万3,000円となっており、収入総額の奨学金の割合は19.4%の約37万3,000円となっております。奨学金を受給している割合は、大学昼間の部49.6%、短期大学昼間の部56.9%と増加傾向であります。

授業料の値上げが繰り返され、学費が高騰している一方で、家計の収入は1990年代以降減少を続けており、大学に行くためには奨学金に頼らざるを得ない人が多くなっています。今や約50%の学生が何らかの奨学金を利用しています。

近年、給付型の奨学金が増えつつありますが、多くは貸与型の奨学金となっております。独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金の令和4年度予算規模では、無利子奨学金は2,949億円、貸与人数は51万人、有利子奨学金は6,198億円で貸与人数72万人と、有利子奨学金の貸与人数が無利子貸与人数の約1.4倍であります。

総務省統計局の労働力調査による2022年7月から9月期の結果では、非正規職員・従業員の割合は37.2%、男女別では男性22.4%、女性53.6%となっております。

15歳から24歳の割合は約5%となっております。非正規雇用等の不安定・低賃金労働の拡大等により、卒業して安定した収入を得て奨学金を返済できる環境は大きく崩れております。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金返済を3か月以上延滞している者のうち、46%の人が非正規労働者または職がない者であり、83.4%が年収300万円以下との報告もあります。奨学金の返還に苦しむ者の存在は若年貧困層の増加や世代間格差などの事例として頻繁に報道されており、奨学金返還の負担の重さは今や社会問題化しております。

このような状況であることから、奨学金返還の一部を支援できるよう準備を進めております。この支援はまんのう町の人口減少に対する施策としての移住・定住対策にもなるよう、まんのう町に住所を有する者という条件などを付する予定で制度設計をし、令和5年4月の施行に向けて進めております。

経済的な事情で奨学金の利用や進学自体を諦めてしまうことは、将来の選択肢を狭めてしまいますことにもつながりますので、若者を応援したいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。現状認識、その上で働きながら奨学金を返済している若者への支援を検討していくということでもあります。心強く思いました。この春からはまんのう町では奨学金の返還免除という制度も発足しております。町として応援していく、若者を支援していくという姿勢を今後とも継続していただきたいというふうに思います。

昨年6月議会で私も質問させていただきました。また、同僚議員からも同様の質問があったかと思えます。若者が元気でないと、本当に町が、香川県が、日本全体が壊れてしまうというふうに思いますので、御支援のほうをよろしくお願いいたします。

ただ、大学に行っている方は半数ということで、最初に申し上げましたが、大学に行かずに高校なりを出てから仕事に就いている方もまた半数近くおいでということでもあります。そのような方を含めて、最初に言いましたように、3年以内に転職をされている若者が非常に多いという状況でもあるわけでありますから、私、税務課のほうでちょっと課税の数字を見ていただきたい、調べていただきたいということで、23歳、これは大卒から考えたわけですけど、仕事を始めて1年後、23歳から30歳ぐらいの方で、課税のデータといいますか、申告なり給料の報告がある方をどういう状況なのか見てほしいということをお願いしました。約1,000人ぐらい対象者がいる中で、データがあるといいますか、働いているというような形の報告がある方は800人弱で、いろんな職業がありますから、一概に全部一緒に比較はできないけれども、その方が会社に勤めた給与所得者だというふうに仮定すれば、自営業の方もおいでるかもわからんけど、給与所得だというふうに仮定すれば、その方たちの収入200万円以下と思われる人は二百四、五十人、3分の

1はそういう層に当たるということであります。ちょっと乱暴な数字かも知れないけれど、今、数字的な面だけで見ると、そういうようなこともお示しいただいたところでもあります。これはまんのう町の数字であります。

そういう面で、大学へ行かれて卒業した後の支援というのも先ほど検討しているということでもありますけれど、そうでない方の部分についても支援を検討いただきたいと思います。

また、さっきの答弁にもありましたように、新型コロナの交付金もまたされるかも知らぬですね。そういうことも含めて検討いただきたいと思います。

次に、事業所の支援についてもお伺いしたいと思います。

今年の10月から最低賃金が県内では月額30円上がりました。また、パートなど短時間の労働者、働く人の厚生年金の加入条件が、従業員501人以上から101人以上に緩和されており、非正規労働者の待遇改善につながりますが、事業所の負担も同時に増えます。

四国電力の法人向けの電気料金も大きく値上がりし、電気代負担が2割以上増えたというようなケースが新聞で報道されておりました。企業の物価指数も9月に19か月連続、9.7%上昇し、過去最高になったというような新聞報道もあります。

そういった厳しい中においても、人材確保も含めて従業員の待遇改善に取り組む事業所を応援することはできないか、検討されていることがありましたらお示しください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの従業員の待遇改善に取り組む事業所を支援できないかとの御質問にお答えいたします。

2017年3月、内閣官房に働き方改革推進会議が設置され、労働制度の抜本的改革を行い、働く人の一人一人がよりよい将来の展望を持ち得ることを目指した働き方改革実行計画がまとめられ、ロードマップが示されました。2018年には働き方改革関連法案が可決され、2019年4月1日から働き方改革関連法案の一部が施行されております。

働き方改革実行計画におきましては、賃金引上げと労働生産性向上という項目があり、その中では最低賃金の引上げ、中小・小規模事業者の取引条件の改善、賃上げに積極的な企業等の後押し、生産性向上に取り組む企業等への支援と4点の柱がございます。

最低賃金の引上げは、年率3%程度をめどとして、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより全国加重平均が1,000円になることを目指すとしております。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。令和4年度の中央最低賃金審議会の答申では、全国加重平均の上昇額は31円となり、引上げ率に換算すると3.3%となって

います。答申において香川県はCランクに属し、30円の上昇であります。この目安どおり香川県の最低賃金は30円引き上げられ、878円になっています。

次に、賃上げに積極的な企業等の後押しでは、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策を厚生労働省中小企業庁が実施いたしております。賃金引上げに関する支援では、業務改善助成金事業として、事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成しています。ほかに人材確保等支援助成金事業、キャリアアップ助成金事業、中小企業向け賃上げ促進税制、企業活力強化貸付、事業再構築補助金事業など、様々な支援事業があります。また、生産性向上に関する支援や雇用に関する支援も行っております。

まんのう町といたしましては、商工会と連携し、中小企業庁が行っております支援事業等の情報を町内事業者に提供し、相談や申請などの支援を行ってまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。国の業務改善助成金ですかね、大きな部分は国ですのような形になろうかとは存じますけれど、先ほど個々の若者の支援のこともお願い申し上げましたが、町内事業者に対して、町としての姿勢を、できないかどうかというところであります。

一昨年、事業継続応援金ですね、町として最大30万円の応援金を出すというような制度もできましたが、そういうことも踏まえて、町として町内の事業所を応援するような仕組みを制度設計できないかということも検討していただきたいなど。

コロナの交付金が国から出るよと言われても、1か月先にはプランを出しなさいよというような形で、結構締切りまで時間がないとお聞きします。そういう面で、平時といたら失礼ですけど、今から準備をそれぞれの担当課でお願いしたいというふうに常に思うわけです。そういう意味で、まずは現場のまんのうの状況を踏まえて、町として応援できる仕組みを、制度設計をお願い申し上げて、二つ目の質問を終わりたいと思います。

○白川正樹議長 2番目の質問を終わります。

一般質問の途中ではありますが、ここで休憩を取ります。議場の時計で11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時05分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

続いて、3番目の質問を許可します。

○常包恵議員 それでは、3点目の質問をさせていただきます。

特色ある教育で町の価値を高める。

まんのう町は他の市町より早くから少人数学級を行ってまいりました。また、不登校や適応障害への対応、そして、部活動の好成績など、これまでの実績により、まんのう町で勉強したい、まんのう町で子育てをしたい、子供を育てたいと、まんのう町が評価され、町外、他の市町から転入している児童や生徒はおいでののでしょうか。現在、把握している人数と、また、こちらへ来られた理由等でお示しできる部分があれば、お示しをお願いいたします。

また、現在の教育内容につきまして、保護者の方がどのようにお考えなのか、授業内容でもっとこのようにここを充実してほしい、このような授業を取り入れてほしいなどの要望、希望を把握しているものがございましたら、お示しいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 それでは、常包恵議員の御質問にお答えいたします。

常包議員の御質問は、区域外就学についてと本町の教育内容の2点でございます。

1点目の区域外就学についてでございます。

11月25日時点におきまして、まんのう町以外の市または町から3名の小学生と17名の中学生が本町教育委員会及び彼らの居住地の教育委員会の許可を得て、まんのう町内の小中学校に在籍しております。

その理由についてでございますが、小学生につきましては、家庭の事情がほとんどであります。中学生につきましては、町内の小学校に通っていたために、友人関係を含めまして、子供の就学環境を変えたくないなどの理由もございしますが、17名のうちの9名が満濃中学校で部活動をしたいとの理由でございます。

満濃中学校の部活動、特に運動部につきましては、ほとんどの部活動が郡市大会では毎年優勝し、県大会に出場しております。さらに県大会でも好成績を修め、四国大会あるいは全国大会への出場も果たしており、このような実績に憧れて、行政域を超えた区域外就学を希望するものと考えております。

続きまして、2点目の御質問は、本町における教育活動について保護者がどのように考えているかということでございます。

町内の小中学校では、年2回ほど、学校の教育活動全般について保護者アンケートを取っております。その中の保護者の意見を見ますと、授業内容等に関する要望はありませんでしたが、コロナ禍ではあるが、多くの行事や活動にもっと取り組んでほしい、色別活動など学年の枠を超えてみんなと交流する活動をもっとしてほしいなどという要望がございました。

そのほか、選択式のアンケート項目で言いますと、「学力の向上に向けてきめ細やかな指導ができています」につきましては、小中学校とも93%の保護者が肯定的回答をしており、まんのう町が県や他の市町に先駆けて35人学級を実現したことや、特別支援教育の充実に取り組んできた成果であるというふうに考えております。

また、「安全や事故防止に向けた配慮がなされている」と考えている保護者は96%、「適切な情報発信がなされている」につきましても、96%の保護者が肯定的回答をしており、本町の学校が行う教育活動に理解を示してくださる保護者が多いことに大変感謝をしているところでございます。

以上、常包議員へのお答えといたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。町内を問わず、町外からも多くの方、子供たちがまんのう町で学びたいという方がおいでること、17名もの中学生の方がまんのう町で学びたいというふうに思っていることについて、本当にうれしく思いました。これまでの取組に敬意を表したいと思います。

そして、保護者のアンケートで教育内容については特段なかったということでしたが、9月議会で、私、人口減少対策の一環として給食費の無償化など、保護者の負担軽減をお願いしてまいりました。負担軽減と併せて、私はまんのう町の教育内容を特色あるものにする、他の市や町との違いを分かりやすくし、また、それを広めていくということが必要ではないかというふうに思っているところです。

まんのう町では、国の指導といたしますか、助言を上回って、小学校低学年から英語教育を実践しているとお聞きします。英語教育を進めてきた目的、また、そこで得られるもの、といたしますか、求めているものがあれば、具体的にお示しいただけたらと思っています。

平成25年6月議会の一般質問で、当時の斉藤教育長さんが、グローバル化が進む現代社会においては、外国語教育の重要性が一段と高まっている。文部科学省も小・中・高を通じた英語コミュニケーション能力の育成が重要課題であるとした。小学校時代に英語を習った子供たちは、外国人との会話を避ける態度が減り、むしろ外国人とのコミュニケーションに積極的になったとの専門家の意見があった。そして、まんのう町では県内の市町に先駆けて小学校低学年から英語教育を実施しているが、現代社会における生きる力を与えるために英語教育が必要であるというふうな御答弁がありました。

私自身の体験でありますけど、以前の英語教育は文法重視といたしますか、そういったある意味実践的といたしますか、日常的なものではなかったというふうに感じます。もっと日常に使える英会話力を身につけて、国際社会、現代の社会で自信を持って活動できる人材育成が求められているのではないかと私は思っています。

日本という島国、そして、観光地や大企業が少なく、外国人の方に接する機会が少ない香川県、まんのう町においても、外国の方と積極的にコミュニケーションできる子供たちを育ててほしいと思っています。

外国の方とコミュニケーションできる子供は、私は日本人とも自信を持ってといたしますか、お互いを認め合う、違いを認め合うといたしますか、そういう意識で交流できるのではないかというふうに、国籍とか見かけ、肌の色とか、いろんな違いを認め合える人材に、人に育っていくのではないかというふうに思うところです。

私の育った時代とは違い、1人1台のパソコンがあったり、インターネットでいろんな情報が、日本中、世界中の情報が見られるとといいますか、また、話もできるというような、そういう環境の中でこそできる、今の時代だからできるまた新たな教育の授業のやり方というものがあるのではないかとこのように思ったりしているところではありますが、教育長としてどういうふうにお考えなのかお示してください。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 それでは、常包議員の御質問にお答えします。

常包議員の御質問は、本町が小学校の低学年から英語教育を進めてきた目的についてと、これからの英語教育で取り組むべきことについての2点でございます。

まず、1点目の本町が小学校低学年から英語教育に取り組んできた目的についてでございます。

常包議員も御存じのとおり、今後、ますます進展すると予想されます社会のグローバル化に備えて、国際社会で活躍できる人材を育成することは不可欠であります。そのためにも、世界に通用する実践的な語学力を習得できるように、英語教育の強化が求められております。もちろん社会のグローバル化の進展への対応は、英語さえ習得すればよいということではないのですが、まんのう町内の児童生徒の将来的な可能性の広がりのためにも、英語力の一層の充実は極めて重要な課題だと考えております。

ところで、これまでの英語教育は中学校から始まり、多くの人は高校までを含めると最低でも6年間、英語を学習してきたわけですが、しかしながら、英語でコミュニケーションが取れる人は少ないのが現実ではないかと思っております。

このことから、様々なことを素直に、しかも柔軟に吸収ができて、英語でのコミュニケーションに壁を感じる前に英語教育を始めることが重要だと考えております。そのため、まんのう町では幼児期から小学校、中学校の10年間を見通して、計画的に英語教育を進めてまいりました。

具体的に言いますと、国や県内の他の市町に先駆けて、平成19年度から小学校5・6年生で、平成26年度からは町内全小学校の全学年で外国語活動を開始し、その後、こども園での英語遊びへと取組を拡大してまいったわけでございます。

続きまして、2点目の御質問はこれからの英語教育に求めるもの、そして、本町が取り組むべきことについてでございます。

これまで英語の目標といえば、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの四つの技能に分けて定められていたのですが、2020年度からスタートした新学習指導要領では、英語の目標を五つの領域に分けて定めてございます。これは先ほど申し上げた四つの技能の中の「話すこと」が「やり取り」と「発表」の二つの領域に分けられ、「英語の5領域」と表現されたものでございます。

「話すこと」から細分化された二つの領域であります「やり取り」と「発表」の違いにつきましても、「発表」があらかじめ考えたり書いたりした内容を話すことに対しまして、

「やりとり」のほうは何も見ずに即興的に話すことの違いがございます。「やり取り」とは、相手に興味を持って質問をすることやそれに答えることであり、「昨日何をした」と質問したり、「昨日のサッカーの試合はどう思った」というふうに感想を求めたりするなど、毎日の学校生活や日常生活の小さな会話を成立することと捉えております。この「やり取り」、つまり即興性のある会話こそが我々が苦手としている部分ではありますが、コミュニケーション能力の中で最も子供たちに身につけてほしいものと考えております。

現在、町内全てのこども園、小中学校にALT（英語指導助手）を配置しており、小中学校では毎週、こども園では一月に1回程度、英語活動を行っております。しかし、常にネイティブ1人に児童生徒30人ということでありますから、「聞くこと」に関しては30人が同時に活動できますが、「話すこと」については、児童生徒がALTと1対1で活動する時間はあまりありません。

「やり取り」の技能を高めるためには、一人一人の児童生徒の興味・関心や習熟度に応じて1対1でネイティブの英語に親しめるオンライン英会話が有効であり、学校の授業としても魅力的であるというふうに考えております。

グローバル化に対応した教育推進のためにも語学学習に欠かせない会話量を増やすこと、外国人に対しての壁を低くすることを目標として、児童生徒一人一人が外国人講師と会話をできる機会を増やすことを実現するために、オンライン英会話の導入を、今後、検討してまいりたいと思っております。

ネイティブの英語に慣れ親しみ、英語でのやり取りの基礎を身につけておくことで、中学校での英語学習、さらには高校でのオーラルイングリッシュ等への苦手意識を取り払い、より効果的な学習ができるようになるのではないかと考えております。

また、まんのう町では、毎年、夏休みに中学生の海外派遣も行っております。このような取組も英語でのコミュニケーション能力を高め、国際理解を促進し、グローバル的視野に立った見方、考え方を育てることに役立っています。ここ3年ほどはコロナ禍のために中止せざるを得ませんでした。今後におきましても継続したいと考えておりますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。オンライン英会話授業というまだ聞き慣れないスタイルではありますけれど、やり取りできる、本当にうらやましい、私自身もこの年代になると、片仮名が出てきただけで拒絶反応が起きるわけですが、そういうことを感じない子供たちを、先ほど言われましたように、外国の方とも積極的にコミュニケーションできるような、自分から違和感なく飛び込めるといいますか、そういう人材を育てていただきたいなとも私も思っています。お金のかかることでありますので、ぜひ町全体で検討いただいて、そういう人材育成のために、町長部局のほうも取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、そういう教育を、部活動だけでなしに、まんのう町の教育、少人数学級もそうで

ありましたし、特別指導も育夢、多夢、来夢ですかね、そういうような指導の体制もそう
であります。まんのう町の教育のスタイル、方針を積極的に周知していただきたいという
ふうにも思っています。ぜひ今後の事業展開をお願いしたいと思っているところでありま
す。

以上で一般質問を終わりますが、この1年間、多くの質問をさせていただきました。非
常に誠意ある御回答をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

また、本日は大勢の方が傍聴にも来ていただきました。改めて感謝を申し上げ、また、
皆様方にとって来年がよりよい年になりますことを祈念申し上げ、12月議会の一般質問
とさせていただきます。

ありがとうございました。以上で終わります。

○白川正樹議長 以上で、4番、常包恵君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

1番、真鍋泰二郎君、質問を許可します。

○真鍋泰二郎議員 1番、真鍋泰二郎です。よろしくお願ひいたします。

質問に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。

綾子踊のユネスコ無形文化遺産への登録、誠におめでとうございます。これまで保存伝
承に努めてこられた佐文地区の皆様には、感慨もひとしおのところであるかと存じます。
我が町の宝が世界に認められました。この記念すべきときを皆様と共に喜べる幸せを、今、
ひしひしと感じております。佐文綾子踊保存会の今後ますますの発展を心より御祈念申し
上げる次第です。

また、本日早朝でございますが、サッカーにおいて、我が日本代表、スペインに勝利い
たしました。こういったことで、青少年が憧れと希望を持って成長していける、そういつ
たことにつながっていくのではないかなと思っております。

それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。
本日は、支え合うまちづくり、特に、今回、認知症サポーターということで質問を
させていただきますので、御回答をお願いいたします。

我が国では、急速な高齢化によって、2025年（令和7年）には認知症高齢者が約7
00万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれており、今や認知
症は誰もが関わる可能性のある身近な病気です。

そういった中、厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上になる2025年（令和7
年）を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自
分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成27年1月に新たに認知症
施策推進総合戦略、副題として「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて」とあり
ます。これはいわゆる新オレンジプランと申しまして、これを関係府省庁と協働で策定い
たしました。

その新オレンジプランでは、普及啓発、医療・介護等、若年性認知症、介護者支援、認

知症など高齢者に優しい地域づくり、研究・開発、認知症の人や御家族の視点の重視の七つの柱に沿った施策を推進していくこととされています。

その施策の一つ、1番目に挙げました普及啓発の推進策として、認知症サポーターの養成がございます。

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者であり、自治体や職場などで実施される認知症サポーター養成講座を受講することでなることができます。誰もが関わる可能性のある認知症を正しく理解し、当事者やその家族だけでなく、地域全体で支え合えるようにするために、この認知症サポーターは欠かせないものであると考えます。

そこで、我が町の認知症サポーターの養成講座の実施状況についてお伺いします。

また、認知症サポーターの登録制度の有無についても併せて御答弁をお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員の本町の認知症サポーター養成講座の実施状況はどのようなになっているのか、また、認知症サポーターの登録制度はあるのかとの御質問にお答えいたします。

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。平成21年から本町でも認知症サポーター養成講座を開催しており、これまで延べ1,514名の方に受講していただいております。受講者にはサポーターのあかしとしてオレンジリング、また、昨年度からはオレンジリングに替わって認知症サポーターカードをお渡しし、町で受講者の登録をさせていただいております。

また、平成28年からは町内の小学5年生を対象に認知症キッズサポーター養成講座も開催しており、今年度も2校で開催させていただきました。広報12月号に記事が掲載されていますので、御覧いただけたらと思います。

タブレットには認知症カードの見本を載せておりますので、後で御覧いただきたいと思っております。

養成講座につきましては、これまで商工会女性部や金融機関、まんのう公園職員研修等にも出向き、講座を開催させていただきました。平成29年からは町新規採用職員初任者研修の中でも養成講座を開催しており、住民への接遇とともに認知症についての正しい知識と理解を持てるよう研修を行っております。日々の業務の中で役立てていただくほか、認知症支援のネットワークも広がっていると考えています。

また、民生委員さんにも受講いただき、認知症についての知識を深めた上で活動していただいておりますが、任期満了に伴い、12月には新たな民生委員さんに代わられますので、再度、養成講座を開催し、今後の地域の見守りに役立てていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 御答弁ありがとうございました。平成21年度から始めて、今、

延べ1, 514名、これまで多くの方が受講されておりました、そしたらこのオレンジリング、サポーターカードをお持ちの方、町内に単純に言いまして1, 500名ほどおられるということで、非常に認知症サポーターの制度、進みつつあるのかなと思います。

また、小学校5年生に対するキッズサポーターの養成でございますが、12月号、拝見いたしました。質問しようと思ってたことが広報のほうに載ってございましたので、非常に喜んでおります。

また、新規採用者、町職員の採用者の方の研修の中に含まれておるといこと、福祉保険課とか健康増進課、あと包括支援センター、そういったところ、認知症に関する相談、また、関係の方も来られると思います。そしてまた、住民生活課とか住民サービスに直結したような課においては、やはりこういう研修は必要であるかなと思います。

あと民生委員さんのほうですが、この方たち、やっぱり地域の中に入って行って、6月議会でも質問のときも言わせていただいたんですけど、地元の、地域の人が一番の相談窓口でございますので、12月からまた新しい方、入られますので、こちらへの再度の研修のほうよろしく願いできたらと思います。

登録制度を取っておるといことでございますが、登録制度があれば、認知症サポーターの地区や年代別の人数なんかも把握できますので、養成講座を今後重点的に行う地区や、重点的に行う年代がおのずと見えてくるのではないのでしょうか。

また、養成講座の今後の展開をどうしていくのかということもあるんですけども、例えば認知症の方がお一人でお買物に出られて、お店のレジのところ困っていたとします。そこで、レジの係の方が認知症サポーターであれば、正しい知識を持って、相手の尊厳を守った適切な対応ができるかと思えます。今、例として商業施設を挙げましたが、このほかにも認知症サポーターがここにいれば助かるな、あそこにいればありがたいなと思う場面があるはずで。町内の企業や商工会など、各種団体への働きかけをし、様々な職業、立場の方に養成講座を受けていただけるようにすればよいのではないのでしょうか。

そこで、今後、我が町の認知症サポーター養成講座をどのように展開していくのか、その方向性をお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員の、今後、認知症サポーター養成講座をどのように展開していくのかとの御質問にお答えいたします。

認知症サポーター養成講座は認知症キャラバン・メイトが行っており、キャラバン・メイトの養成につきましては、全国キャラバン・メイト協会と県が連携し、開催されています。本町からは地域包括職員や医療法人の職員が研修に参加し、キャラバン・メイトとして登録されています。

養成講座の講師役としては福祉保険課の職員に加え、医療法人のキャラバン・メイトにも協力いただき、キッズサポーター養成講座の講師と一緒に担っていただいていたのですが、コロナの影響により、現在は町職員だけで養成講座を行っています。コロナ収束後には再

度連携し、共に活動できたらと考えております。

受講者には、見守り支援として民生委員さんや社協支部をはじめ、地域でカフェやサロンを立ち上げて御活躍いただいている意識の高い方もいらっしゃいますし、認知症サポーターとは何か特別なことをする人ではありません。認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。その家族の気持ちを理解しようと努めることもサポーターの活動です。受講された方には、そういった気持ちで家族や親しい人を温かく見守って支援されている方もたくさんいらっしゃると思います。

今後そのような方が増えるよう、引き続き、認知症サポーター養成の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 御答弁の中にキャラバン・メイト、講師役ですね、こちらの養成もありまして、包括支援センターとか、あと医療法人の方、福祉保険課の方がキャラバン・メイト、講師になって、各種養成講座をやっているということで、今後、まんのう町において、認知症サポーター増えていくんでないかなと思います。

認知症サポーターの増加は、認知症高齢者等に優しい地域づくりに非常に効果的であります。また、単に人数を増やすだけでなく、先ほど町長の答弁にもありましたように、高い意識を持たれた方が認知症サポーターとしておられるようでありますし、認知症サポーターの養成をまだ受けてなくても、まんのう町民生委員さんたちを見ましても、非常に福祉、認知症とかそういう問題に意識の高い方がおられますし、私、地域で福祉委員なんかもさせてもらってますけど、やはりこういうボランティア、そういうところに非常に関心の高い、思いの高い方がおられます。これは若い世代の方でもおられます。そういった意味で、認知症サポーターになることが目的ではないんですけども、こういう意識づくりが進んでいけばいいなと思っております。

そこで、まんのう町ではまんのうささえあいサービスというのが展開されております。その協力会員養成研修の中にも認知症サポーター養成講座が含まれていると伺っています。まんのうささえあいサービス協力会員は利用会員の買物代行や話し相手、見守りなどの活動だけでなく、我が町の各所で行われているまんまんカフェ等でもボランティアとして活動し、認知症サポーターとしての力を発揮してくれております。こういった事業も今後さらに拡大していくことも、地域全体で支え合うために必要であります。

しかしながら、一昨日の本会議における教育民生常任委員会の委員長報告において、協力会員養成講座の今後の在り方や協力会員と利用会員の需要と供給のバランスなど、今後の検討課題があるとのことであります。

そこで、まんのうささえあいサービスにおける今後の具体的な課題は何なのか、それについて御答弁をお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員の認知症サポーターが実際に活動している「まんのうささえあ

いサービス」において今後の課題は何かとの御質問にお答えいたします。

まんのうささえあいサービスは、町内にお住まいの20歳以上の方が有償ボランティア（協力会員）として地域で支援を必要とする方（利用会員）を支えるとともに、ボランティア活動を通じて協力会員自身の健康維持や介護予防及び地域の活性化を図ることを目的として昨年度より事業展開いたしております。御登録いただいています協力会員には、地域包括支援センターが関与する認知症カフェ等のお手伝い、買物代行や簡単な調理や掃除、ひとり暮らし高齢者の見守りや話し相手など、ちょっとした困り事の手助けをいただいております。

今年度のささえあいサービスの協力会員養成研修には認知症サポーター養成講座も組み込んでおり、地域のコミュニティカフェのボランティアとして活躍いただくほか、活動の中での支援をお願いいたしております。

現在、ささえあいサービスの協力会員は44名の方が登録されており、今年度は協力会員養成研修に16名の方が現在受講されています。まんのうささえあいサービスはまだ苗を植えたばかりで、その苗を大きく育てるにはたくさんの課題がございます。協力会員は増えているものの利用者が少なく、このボランティア制度を町内に広く浸透させるには、利用者を増やすには直近の課題です。

また、チームオレンジにつきましては、令和7年度までにチームを立ち上げるべく、現在、研究中でございます。

チームオレンジとは、認知症と思われる初期の段階から心理面・生活面の支援として市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みでございます。今後、そのような取組の中でも、チームの一員として活躍されることを期待いたしておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 御答弁の中で、このささえあいサービスというものの協力会員になるということが、本人の介護とかそういう予防にもなるということで、非常に有意義な制度であるかなと思います。

町長のほうから先ほどチームオレンジというお言葉が出ましたけども、これは非常に、今、大事でして、今後、令和7年までという期限ですかね、一応目標というか、令和7年までに全市町村でチームオレンジの整備ということ国をのほうは掲げておりますので、今後、進めていかなければいけないことであるかなと思います。

まんのう町は「元気まんまん まんのう町～水と緑がひとを育み支えあうまち～」をスローガンにまちづくりに取り組んでおるところであるかと思えます。職員の皆さん、名札のところに「元気まんまん まんのう町」と書いております。私もそれに倣って、同じような名札を作って、いろいろ町を歩くときにつけております。ちょっと何か議員としての用事などで町を歩くときに、ちょっと見た目が議員ぽくないのか、よく間違えられるので

下げておるんですが、「元気まんまん まんのう町」というスローガン、非常にいいかなと思います。

この「元気まんまん まんのう町～水と緑がひとを育み支えあうまち～」のこのスローガンの下のまちづくり、認知症の方を地域で支え合うための柱として、認知症サポーターの制度があるのではないのでしょうか。この支え合う柱は1本でも多いほうがいいのではないのでしょうか。数が全てではないんですけれども、やはり支え合う柱が多いほうがいいのではと思います。

戦国武将の毛利元就が三本の矢という教えを子供たち、毛利隆元、吉川元春、小早川隆景の3名にしたという逸話がございます。1本では折れてしまう矢も、2本、3本と束にすれば、折れることなく、力強い矢の力となるという教えがございます。

そういった意味で、このまんのう町全体、地域全員が認知症サポーターとなるため養成講座を受けていれば、認知症の方でも住み慣れた町で安心して暮らせるようになると思います。これは地域のコミュニティーを大切にしているまんのう町でこそできる取組であります。

そして、このしっかりとした取組を普及啓発していくことが今後の課題でなかろうかと思えます。

また、先ほど町長の御答弁にもありましたように、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み、チームオレンジの整備が急がれます。国の認知症施策推進大綱では、先ほども申しました、令和7年までに全市町村でチームオレンジの整備が掲げられております。現在、県内ではお隣の善通寺市と綾川町で整備されておるようで、様々な取組が進んでいるそうです。

このチームオレンジの整備ですが、厚生労働省の令和5年度概算要求において、認知症施策推進大綱に基づく施策の推進として132億円の予算が計上されておりますが、そのうち86億円ほどが計上されておる事業であり、昨日の竹林議員の一般質問の際に、町長より、厚生労働省の概算要求で注目している事業であるとの答弁があり、我が町でも、今後、整備のための準備が進んでおるところかと思えます。

高齢化が急速に進む中、介護申請は増える一方、介護施設や介護従事者の減少が危惧されます。そういったときに、やはりこういった事業の下、地域で支え合うことが必要になってきます。我が町でもチームオレンジの整備が急がれますが、整備を急ぐあまり、形だけのものにしていてもいけません。

そこで、お伺いたします。

「元気まんまん まんのう町～水と緑がひとを育み支えあうまち～」のスローガンの下、認知症を地域全体で見守り、支え合うまちづくりをどのように進めるのか、まんのう町を目指すところ、そして、まんのう町の心意気をお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員の認知症を地域全体で見守り、支え合うまちづくりとして、ま

んのう町の目指すところはどの御質問にお答えします。

団塊の世代が85歳を迎える10年後は、介護を必要とする人の急増が予測されます。介護サービスの利用者が増えると、住民皆さんの保険料に跳ね返ります。また、老人ホーム等の介護施設への入所を希望しても、金銭的に難しい方や介護従事者の成り手不足、すぐには介護サービスが受けられない事態も予測されます。

高齢者が自分の家で自分らしく暮らすために、認知症になっても地域で暮らすために、町では認知症カフェの拡大をはじめ、介護予防事業の推進、そして、地域で生活を支えるボランティア制度の拡充を目指しているところではありますが、地域全体で見守り、地域で支え合う、そのためには地域で暮らす皆さん一人一人の御協力が何より必要でございます。

まずは、地域で暮らす皆さん一人一人が認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になっていただき、認知症の方やその家族が肩身の狭い思いをせず、自分らしく暮らせる町、そのような町になればと願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○白川正樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 失礼します。ちょっとお昼の前で、時間を少し取らせていただきます。

今日は真鍋議員さんが認知症、そして、地域の福祉ボランティアの推進に強く関心を持たれたこと、大変ありがたく思っております。

まんのう町のまんまんカフェ、認知症カフェについてなんですが、認知症カフェは認知症に関心のある人、そして、認知症とその家族や認知症が気になる人などが専門職を交えて気軽に集まれる場所ということで開いております。

現在、仲南地区にはまんまんカフェむぎっこ、それから、琴南地区はまんまんカフェことり、長炭地区はまんまんカフェかりん、そして、高篠地区にはまんまんカフェおよりさん、そして吉野地区はまんまんカフェみよしの、神野地区は、去年、神野コミュニティカフェを地域の方が立ち上げていただいて、その中で認知症カフェも今後開催できないかということで御相談をさせていただいて、調整中でございます。

たくさんの人と接して話をするということが、人と接することは本当に気を遣うんですけども、頭を使います。頭を使うということは、認知症を遅らせる予防効果がとても高いということを聞いております。これらのカフェをもう少し小さい単位で増やしていきたいと考えております。

次に、チームオレンジの推進をどうやっていくかということなんですが、この認知症カフェをきっかけに、認知症の方をお誘いして、そこからもう少し小さいコミュニティーを増やしていく。認知症の人とチームオレンジが関わりながら、地域のチームオレンジが坂出市さんはたしか座談会を開いたり、綾川町さんはチームオレンジの方と一緒に野菜づくりなど、触れ合い、見守り活動を進めていくということ、こういうことも一つの方法かと

思っています。

現在、まんのう町ではどのようにこのオレンジチームを推進させていけばよいかということで、今、まだ研究中です。

しかしながら、この認知症カフェもチームオレンジも地域で率先して御尽力いただける方がいないと、事が始まりません。立ち上げにどなたか名乗りをいただかないと、なかなかこれは進みません。

議員さんの中には、認知症サポーターを受講されている方もおられますし、支え合い協力会員養成研修のほうを受講されている方もおられます。地域と密接な議員さんが、地域でカフェの立ち上げとかボランティア活動の推進に御尽力、御協力いただいたら、私どもも力強い限りです。

吉野と神野のカフェですが、こちらは民生委員さんとか地域の方がささえあいサービスの協力会員として率先して立ち上げていただいて、熱心に御尽力いただいております。

福祉保険課では、人口が多い四条地区にもそのようなカフェを立ち上げていただける方がいないかなと思案していたところに、真鍋議員さんが熱く関心を持たれたこと、とてもありがたく思っております。

真鍋議員さんにおかれましては、ぜひ四条地区の認知症カフェの立ち上げ、そこを出発点にチームオレンジのモデル地区、ちょっと推進していけたらと思います。ぜひ地域に持ち帰って、御検討、御尽力いただいたらとても助かります。

地域包括支援の担当職員のほうもぜひ御相談いただけたらと申しておりましたので、この場をお借りして、よろしく願いして、補足の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○白川正樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 ただいま町長と福祉保険課長から力強い御提言、また、今後の進め方をどうするのか、まさにまんのう町の心意気を示していただきました。

私としても、今、課長がおっしゃられましたように、これ、非常に関心を持っておりますし、ぜひ四条地区でもやらんといかんと思っております。課長、一緒にやりませんか。ぜひとも力をお貸しいただきたい。私もしっかりこれには取り組んでいきたいなと思っております。

最後になりますけども、時間が近づいてますので、お昼、近づいてますので、最後に一つだけちょっと御紹介したいんですけども、オランダのアムステルダム郊外に約150名の認知症の方が生活する施設がございます。この施設は日本のような介護施設ではなく、約5,000坪の敷地の中に居住施設のほか、スーパーマーケットや公園、レストランやカフェまである一種の村のような施設だそうです。その中では認知症の方が自分らしく自然に日常生活を送っているそうです。それを実現しているのは施設内のスタッフ、介護職以外にもスーパーマーケットやカフェ、レストランのスタッフも含まれます。こういったスタッフが認知症に対する正しい知識を学んでいるからだそうです。こういった施設を我

がまんのう町に建設するのは非常に難しいですし、その必要はないかと思います。同じような環境をつくり出せばよいのではないのでしょうか。先ほどのまんまんカフェとか、そういったのを中心としたいいわゆるチームオレンジ、これの整備であるかなと思います。

地域全員が認知症サポーターであれば、道行く人も、お店の定員さんも、皆、見守り、支え合いの一つの柱となります。また、予防のための対策を取ったり、当事者や家族として認知症に関わるようになったときにも、認知症サポーターとしてのその知識が生きてくるはずです。

今、町内1,500名ほどの認知症サポーターがおられるようですが、これをもっともっと増やして、今、まんのう町1万7,000名余りの町民がございますが、この多くが認知症に理解あるサポーターとして存在する、そういった町にしていけたらいいなと私は思います。ちょっと人口の大半を認知症サポーターにしておもうという大きな大きな私の夢物語ですけども、認知症サポーターを通じた支え合うまちづくり、執行部の皆さん、また、社協の皆さん、そして、町民の皆さんと共に実現していきたいと思います。そういうことで、今日の私の質問もその一助になれば幸いに存じます。

令和4年も残すところ1か月を切りました。町長をはじめ執行部の皆様には本当にお世話になりました。来る令和5年が我がふるさとまんのう町にとって輝かしい1年となりますよう御祈念申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、1番、真鍋泰二郎君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で13時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時30分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行君、質問を許可します。

○川原茂行議員 もう時間がありませんから、非常にサッカーの話をほんまはしたいんですけど、サッカーはちょっと置いとかせていただきまして、町長、9月に答弁いただきました資料につきまして、再度、お聞きいたします。

まず、今年の2月24日、ロシアがウクライナに侵攻しました。これが何が問題になるかといえば、エネルギーと食料難です。両国が穀倉地帯なんですね。今、日本が忘れとるのは食料安保、これをどうするか。農村農業整備基本計画を根本的に見直すというのが霞が関の話なんです、今の。ここが問題なんです。外交の話はまんのう町は直接関係ないから置いておきます。

食料問題、この食料問題をどうするかと。日本が万が一の場合には、38%の自給率、ウクライナはいまだに延々とやるつもりでおります。日本だったら1週間か10日で食料

がなくなります。これをどう考えるかというのが、今日、まんのう町に課せられた問題の一つであります。

私、お聞きいたしたいのは、災害がその上へまた入ります、地球の温暖化で。9月に町長がお答えいただきましたのは、災害の問題、農地、森林に対する災害の問題についてお聞きいたしました。ここで町長は、農地は災害の対象となると同時に、災害を防止する役割を担っている。例えば水田の畑や農地は雨水を地中に浸透させたり、一時的に蓄えて、少しずつ流す機能を持っております。その機能が失われると、雨水は下流に流れて、一気に流れ出す。洪水を引き起こす可能性があります。つまり農地の雨水を地中に浸透させたり、一時的に蓄えて、少しずつ流す機能は洪水の予防につながりますと。

そこで、まんのう町の今の耕作放棄地、これがいかに目につくか、これをまず町長にお伺いしますが、先ほど冒頭に申しました基本的な考え方を直すというのは圃場整備で、若者が意欲を持つ農業にするにはどうするかというのが私の今日の質問であります。

町長いわく、9月の議会には、要望がある、圃場整備をする意思があるところからは順次やっておりますと。私はこれでは遅すぎる。サッカーの森保監督ではないですけども、町長はまんのう町の一国を担っておるわけです。忙しいから、ぐるりを見聞するわけにはいきませんが、各それぞれの担当課長が指示を出し、間違いのない決断は町長がすべきであると。町長が決断すれば、各優秀な課長がそれなりにまた職員と一緒にあって、こちらへ向けて、農地の有効利用に向けて前進するだろうと思います。町長、いかがお考えでしょう、お聞きいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの通告書に基づいての御質問にお答えいたします。

川原議員さんの流域治水と森林と農地の因果を問うについての御質問にお答えいたします。

流域治水の考え方といたしましては、気候変動による水災害の激甚化や頻発化を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設や再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行うものと承知いたしております。

まず、森林の持つ防災機能といたしましては、土砂災害防止機能と洪水緩和機能が主なものになると考えられます。

まず、土砂災害防止機能ですが、これには表層崩壊発生防止機能と崩壊土砂の流出抑制機能があります。これらは地下の根が発達し、地上部の立ち木サイズが大きいものほど機能を高度に発揮するとされておりますが、根が張る範囲を超えた基盤の岩層や厚い堆積層が崩れる深層崩壊までは防げません。

ただし、豪雨で発生する崩壊はほとんどが表層崩壊であること、また、その崩壊、あるいは、侵食された土砂が下流に流出すると河川の氾濫などの被害をもたらすことから、こうした土砂災害防止機能は重要であると認識しており、さらに人家等の周辺に高木等が密

集する森林があれば、落石や土石流を受け止めるなど、災害緩衝機能の効果も期待できると考えております。

次に、洪水緩和機能ですが、これは森林が洪水のピーク流量発生までの時間を遅らせる機能で、主には雨水が森林土壌に浸透し、地中を通して流出することにより発現するとされています。

一方、時間雨量が100ミリを超えるような大雨による大規模な洪水では、洪水がピーク流量に達する前に飽和に近い状態になることから、ピーク流量の低減効果は大きくは期待できないものとされているようです。

このように降雨量による限界はあるものの、一定の貯留効果を発揮し、河川に流れ出る中間流や地下水流を経て川に出るといった流出形態は表面流に比べて到達時間が遅くなり、洪水ピークを緩和させるという機能の重要性に変わりはないものと認識いたしております。

このほか、近年の異常降雨などは地球温暖化が原因と言われており、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源としての機能も、森林の持つ防災機能の一つと言えるものと認識しております。

このような防災機能を高度に発揮する森林の整備といたしまして、林内の光環境がよく、地下の根がよく発達し、立ち木のサイズと蓄積が大きい森林は林業的にも良好な森林でありますことから、防災機能の高度発揮とともに、木材生産機能を高度に発揮できる森林としての整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農地や農業水利施設を活用した流域の防災・減災機能です。

町内の平野部や土器川の上流域には水田が広がっており、多くの農業用ため池や排水施設がございます。言うまでもなく、こうした農地や水利施設の多面的機能を生かした流域治水を進めていかなければなりません。農業用ため池や排水設備などの改修や保全につきましては、県営事業やまんのう町直営事業、さらに土地改良区が事業主体となって計画的に実施しているところでございます。

香川県とまんのう町が事業主体として行っている事業といたしましては、本年度、ため池の改修工事として繰越予算を含めると7か所を計画し、既に2か所は工事を完了しているほか、水路改修工事につきましては、大規模な改修工事を本年度2か所計画し、1か所は工事を完了しております。

さらに、町土地改良区が事業主体として実施する水路改修につきましては、本年度、14か所を予定しております。順次、発注しているところでございます。

一方、水田の防災・減災機能といたしましては、いわゆる田んぼダムが挙げられ、排水口への堰板の設置などによる流出抑制による貯留機能により、下流域の潜水被害リスクを低減することができるとされております。こうした防災・減災効果を高めるためには、やはり水田の整備や田んぼダムの取組を推進する必要がありますので、香川県や町土地改良区などの関係機関との協議を深めながら、圃場整備の実施可能な区域選定を行いたいと考えているところでございます。

区域の選定に当たりましては、農業委員会が地域計画案を作成するために開催する地域ごとの農業者座談会などで、中核を担う農家の皆さんとの意見交換を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、減災・防災対策につきましては、流域治水の考え方を活用しながら進めてまいり所存でございます。

川原議員さんの御質問のありました圃場整備等の実施でございますが、先ほどお答えいたしましたように、現在、関係機関との協議を深めながら、圃場整備の実施可能な区域選定を行いたいと考えておるところでありますし、区域の選定に当たりましては、農業委員会が地域計画を作成するために開催する地域ごとの農業者座談会などで中核を担う農家の皆さんとの意見交換を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、町長さんの答弁が、私が持つておる資料と全く同じことを言われましたので、どうしようかなと思いつつ言いますが、圃場整備を、私、まず1点目は圃場整備、未整備のところをどうするかと。圃場整備をすることによって、減災もできるだろうしということなんです、まずは生活するのに農業者が、若い方が魅力のある農地を持ちたい、農業する基盤はやっぱり農地なんです。少ない5アールや7アール、しかも水路が開渠で、いつ草とかいろんなものが引っかかって、水が入るか入らんか分からんようなところで農業をせえというのは今無理なんです。やっぱりパイプ配管は圃場整備とセットというのが私の考えなんです、聞くところによると、町長さん、これ、圃場整備するのに個人的な負担は要らないんです。これは国ができるようになっておるんです。方法は二つあるんですが、担当の者に聞いてください。やり方は二通りあるんです。金は要りません。

ですから、まんのう町の地区をあらかじめ分けといて、どこからやるかというのは別問題として、全体の図面をこしらえる。そうでないと、先にしたところと後からしたところが別々に活動しますと、道路が食い違う、水路が食い違うようになりますから、まんのう町全体の図面をこしらえて、局部的にできるところからやっていくというのは分かるんです。でもやるところを別々にやったら、道が食い違う、水路も食い違う。

最終的に、仲南地区はできてますから、財田川に水が入ることはあんまりないと思います。金倉川に入るか、土器川に入るか、どっかではめないかん、河川に。そうすると、全体の図面をこしらえておいて、離れたところでもやれば、最終的には道路も通るだろうし、水路も通ってきます。できるところからというのは、私は全体の図面を描いた中で局部的に例えば20アール、50アールをやるといふのであれば分かるんですけど、しかし、やり方がやっぱり面積要件があって、やりやすい方法でやったほうが一番いいわけですから、そこはひとつ担当課長に、これは研究してやれという町長の指示があれば、担当課長はやると思いますが、この点はどうですか。町長、これ、担当課長にどうしても全体の図面を

こしらえて、その中でやれと言え、今、言う地域の、今、認定農業者を指しておるか、法人を指しておるか、そこらの話らしいですけども、それは個人の所有権を持っておる農地をどのようにするのが一番理想的で、問題がなくうまくできるか、担当課長、職員が考えたらいわけですから。そこら辺はどんなですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 その点につきましては、担当課長、いろいろ考えておられますので、説明をさせていただきたいと思います。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。川原議員の質問にありました圃場整備の今後の取組方について、農林課からお答えしたいと思います。

まず、先ほど地元負担がない事業があるということをおっしゃっておったんですけど、そのエビデンスになりますのは、香川県の担い手対策事業の中にあります圃場整備完了後に担い手に8割以上の集積、集約が進んだ区域によっては、地元負担ゼロで事業を行えるというものもありますし、また、従来の地元負担25%とか40%とかいう事業もそのまま残っておりますので、地域によっては、やはり続けて個人でつくっていききたいという方もあろうかと思えます。そういったことも踏まえて進めていきたいと考えております。

また、現在、まんのう町内で圃場整備を計画している地区を申し上げますと、県営圃場整備事業といたしまして、佐文地区が既に面工事に着手しておりまして、令和5年度に完了する予定であり、五毛地区が今年度から計画に移りまして、令和6年度から7年度にかけて面工事を行って、8年度に換地処分を終えて、事業完了になる予定でございます。

また、塩田地区につきましては、土地改良区が事業主体となっております、これも令和5年度に完了する予定としております。

このように、これまで圃場整備計画に同意が得られた地域から、順次、事業に着手できてはおりますけれども、区画整理が必要な地域は町内にはたくさんあるものと承知はしております。

これまで圃場整備事業に取り組めない理由の大きな一つとして、土地所有者の費用負担が挙げられますけれども、事業の採択要件によりましては、川原議員がおっしゃったように、地元負担なしで行えるものもありますので、それぞれの地域に事業説明を行う必要がございます。

さらに、農地の保全是災害防止効果のほか、地域の景観を保持するという効果もありますので、土地所有者だけでなく、地域の課題として考えていただく必要もあると思えます。

令和4年5月27日に農業経営基盤強化法などの一部を改正する法律が公布されまして、来年4月1日より施行されることになっておりまして、令和7年度末までには、これまでの人・農地プランを法制化した地域計画を策定するということになっております。

地域計画の策定に当たりましては、市町村は農業者、農業委員会、農地機構、農協、土

地改良区などによる話し合いを経て、地域の将来の農業の在り方や将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標や農地利用の地図を定めることになっております。農業委員会がこの目標地図の素案を作成いたします。これまで農業委員会では、満濃町内を7地区に分けまして、地区別会議や農業者座談会を開催しておりまして、地域内にあります農業に関する種々の課題を共有しながら、農地の集積や集約化を進めてきておりまして、地域の担い手や農地所有者に有利な制度をお伝えしてまいったところです。

今年度に入りまして、町土地改良区が直接こういった話し合いの場に参加していただいております。個別具体的に計画案をお示しすることができると思っております。

来年2月上旬に開催する座談会の参加者につきましては、これまでは農家の方だけ参加だったんですけれども、地元の自治会長でありますとか、水利組合の方、また、農業に係る団体などの関係者を広く募りまして、前向きな話し合いができるように努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

具体的に申し上げますと、神野地区と炭所西大向で、とりあえず圃場整備の換地計画の素案をお示しできると考えております。

以上でございます。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、希望されておところは、そんなに面積が何百ヘクタールもあるところでないところだと思います。神野地区とか吉野、満濃池から北ですね、下流、ここらは図面をこしらえて、全体的な図面の中でやっていかなんだら大変だと思いますが、今、言われた五毛とか、大向とか、あそこらはあんまり下流とのあれが、すぐ土器川に入ると思いますから、ないところはいいんです。私が言いたいのは、幅が広くて面積が大きなところは、全体の図面の中でこの地区がやるというのであれば、そこを先行させるのは分かります。でも、大きな面積でいかなければいけないところを局部的にやるのはいかなもんかなと。もしお考えがあるのであれば、図面なしでその地区が局部的にやるというのであれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。

ただいまの川原議員の質問にありました広域で圃場整備の計画を立てて、できるところから順次進めていくというお考えですけども、神野地区に関しましては、全域を計画区域に定めているところでございます。ただし、吉野地区に関しましては、今現在、吉野地区の農業者座談会の中で、まだ地元の合意形成やコンセンサスを得ることはできておりませんので、やはりまずは神野地区、それと炭所西の大向地区を広く進めてまいりまして、吉野地区には、順次、やっぱり前向きに捉えてもらえるように、農業委員会の方がコーディネーターとなっていただいて、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 どうも私が広域的に全体の図面をこしらえた中で、神野地区がやるというのであれば、神野地区やったらいいと思いますけども、全体的な図面というのをどうも誤解されておるようですが、やっぱり吉野と神野が農地が入っておるところもあるはずだと思うんです、私は。そうすると、金倉川に水が入るのか、土器川に水が入るのかということになってくると、広域的な全体的な図面の中で神野が先行するのであれば、神野を先行させたらいいんです。でも全体の図面がなくして、神野だけでやるとか、そういうことで後で後悔するようなことが必ず起きると思う。私も何十年もこの圃場整備には携わってきておりますから、後でいろんなことが起きる。私のところも財田川、最終的に支流を伝って金倉川に入る圃場整備の地区もございます。しかし、全体的な図面がなく、局部的にやって、それがいいのかどうか。もしそれがいいというのであれば、私は理解しにくいから教えていただきたいなど、こう言っておるわけです。その点についてはどうですか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。ただいまの広域の考え方についてお答えいたしたいと思いますが、神野地区につきましては、かなり範囲は金倉川を境に大きく取って、提案できる図面を町土地改良区に提示していただくということにしておりますが、吉野地区に関しては、いまだその計画地図は着手はできておりませんが、地元の方から、やっぱり農業者座談会の話合いの場の中に圃場整備ありきで進めるということがあれば、もちろんその図面は描くべきだと思いますし、土地の所有者方にも御提示するべきかと思っておりますので、まずは神野地区、それと大向地区から着手できるものは先に先行していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 もし私の言葉に誤解があったらいけませんから、再度、申し上げますが、図面という図面、個人を入れた、法人を入れた、認定者を入れた、そういう中で図面を、きちんとした図面でないんですよ、あらかじめここはこういう幹線道路、管理道であり、耕作道路であり、こういうやり方をしますよというのを全体に入れるだけで、今、希望がないところでも、その図面を見とったらいいんじゃないかなと。やるところは、その図面に沿って、そういうやり方をしたほうが効率的で、後から後悔しないような土地の配分、また、耕作道であり、管理道であり、水の処分方法もきちんとしてできる。そういうことをやる程度の図面なんです。きちんとした個人が意思表示をして、こうですよというような図面じゃないんです。それを先しておくべきじゃないですかと、こう言いよる。その中でできる地区から具体的に幹線の道路は、排水路はというのを決めた中で考えていったらいいわけですから。

もう一点、管理機構は圃場整備にどう絡みますか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。

農地機構と圃場整備との関係性と申しますと、農地機構はできる限り担い手の方に、先ほど申し上げました、その区域の8割以上を担い手に集積していくと、また、集約化していくというところをもって参画していただくこととなります。ですから、その地域の農地を、少ない担い手の方で耕作していただく形にはなりませんけれども、その契約書類とか、そういった作成に参画していただくという形になります。以上です。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 先ほど、失礼しました。管理機構でなく農地機構ですね。農地機構が絡む場合、終了までに、計画ですから、終了した時点で8割だったら8割を集積すればいいわけですから、初めから集積するわけでないわけですから、ないと思います、違いますか。10年、15年かかって、圃場整備ができて済んだ後で8割集積すればいいと、こうなるわけですから、それまでには時間が、次の世代にも時代が変わりますから、ある高齢者のところであれば、代も変わるだろうし、いろいろするわけですから、事業終了までに8割であれば8割集積をすればいいということですから、初めからあんまり考えなくていいんです、これは。考えると、今の大きな団体、経営持っておる、認定者を何人か抱えておって、そこへある営農集団とか、個人だけのところとか、いろんな問題で圃場整備どころの話じゃなくなるんですよ。そこらをうまく考えなんぞ、いくもんがうまくいかない。これは恐らく圃場整備、50以上、100ヘクタールぐらいいきますと、10年近くかかると思います、8年、10年近い歳月が。それまでに集積率を8割にするように持っていけばいいわけですから、あんまり初めからきちんとした箱に入れた話をしますと、そういう話が出るから、圃場整備が前向きにないがと、こういう話が出るんです。そこら辺の個人的な農地を、今、所有しておる方の考え方と併せてどう思いますか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。

担い手集積ありきで圃場整備を考えるのではなく、完了までに育成していくという御質問でよかったですでしょうか。

○川原茂行議員 そう。

○藤原農林課長 まず、議員おっしゃるとおり、事業完了後、5年以内に8割が集積できれば、地元負担ゼロのメニューはございます。ですので、考え方によれば、圃場整備計画がある区域の中に、現在、担い手がない場合であれば、事業完了5年までに地元で農業生産団体を立ち上げていただけて、それで認定を取っていただければ、事業採択の要件は満たすと考えておりますので、担い手がやっぱり不在の地域については、そのやり方を進めていくべきかと存じておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。 (三好郁雄議員退席 午後2時05分)

○川原茂行議員 今、課長の答弁であれば、私はスムーズにいくだろうと、そう思います。そういうことで、町長、ぜひとも圃場整備、まんのう町の特には私は満濃池からの北脇というか、下流、満濃池の水を使っておるところ、これが大変だと思います、将来。し

かし、世界の情勢は、冒頭に言いましたようなそういう情勢ですから、ぜひとも努力していただきたいなど、こう思います。

そこで、その次に参ります。

農地機構が、まんのう町2, 000ヘクタールあるとすれば、今、1人ですね。恐らくもう1人ぐらいはいけるんじゃないかと思うんですが、この点についてはどうですか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。香川県農地機構の集積専門員の増員の話かと思えます。

この増員につきましては、もう既に二、三年前から増員1名お願いしますということでお伝えしているところですけども、なかなか1名配置というところまでは至っておりませんが、先ほど申し上げました基盤強化法の改正によりまして、来年4月以降の貸し借りの契約については、農地機構を通じてのみ行うということになっておりますので、そういう見方からしても、事務量も増えてまいりますし、また、窓口対応も増えてまいります。継続して専門員の配属の1名増員を要請していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。 (三好郁雄議員入室 午後2時07分)

○川原茂行議員 そうしますと、令和5年度から2人という考えを持っていいわけですか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。確定ではございませんが、引き続いて要請はしてまいります。以上です。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 担当課長がそこまでおっしゃると、多分、まず町長、間違いないと思いますけど、基本的に全国の例を見ても、2, 000を超える農地を持っておれば、1人は大変なんです。2人は間違いなくおる。なぜおらないかというのが今まで問題だったんですよ。おるんですよ、よその県は。ですから、それは期待いたしておきます、課長が2人になるということ。恐らく忙しくなると思います。

続いて、町長、先、私が聞く前におっしゃっていただきましたが、林業、この間、ちょっと森林環境譲与税には県知事さんに要請もいたしましたけども、これはなかなか難しいと私ははっきり言って思った。まんのう町だけの問題であれば簡単なんですけど、やっぱり知事さんも高松の人口の多いところを放っておいて、まんのう町の言うこと、これはなかなか大変だと思います。

しかし、現実が高松とまんのう町の森林面積を比較すれば、自動に、本当にちょっとですよ、数字また聞いていただいたらいいんですが、わずかにまんのう町が少ないだけで、人口が違いますから、高松市の15分の1、もしくはそれ以上、離れとるかもわかりません。令和6年度から、皆さん、掛け出したら分かると思います、これ。そういう不公正な

ところが、これは、町長、ぜひとも、我々も機会あるたびに申し上げないけません、何とて、町長が出る機会、外交主体で行っていただかないかんわけですから、ぜひともこの点は質問でなくて要望いたしておきます。

続いて、この森林問題について、町長が先ほど言われたように、災害のときには木が大きくなる。木が大きくなるということは、根が張っておる。これは理想的に、私も山の中で育ちましたから、よく分かる。これが大きくなれば、ヒノキ、松はほとんど枯れてしもて、700メートル以下のところはない。海拔700から以上、1,000メートルぐらいまでまんのう町にありますが、700以上のところでないと、ほとんどが枯れてしもとる。雑木林については、大きくなればナラ枯れで枯れる。この対策はどうお考えですか。木が大きくなれば根が張るわけですから、大体根が張らなったら木は大きくなりませんから、それが災害の場合にはいろんな意味でいいわけですが、大きくなれば枯れるというナラ枯れ問題、これどうですか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。 (白川皆男議員退席 午後2時12分)

○藤原農林課長 失礼いたします。今後の森林整備の計画のことをお答えしたいと思います。

まず、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、森林が持つ機能というのは多面的なものがありますので、森林の整備というのは非常に大事であるということがありまして、国においても、山腹崩壊を防止する治山対策は非常に重要であるということになっております。

そこで、まんのう町で考えておりますのは、先ほどもちょっと触れられましたが、森林環境譲与税、それを財源といたしまして、やはりまずは林業に従事する人材の育成、これはもうまず絶対必要ですが、人材を増やすということは、それに伴う事業量も確保しなければならぬと。事業量を確保するとなると、私有林の適正な造林、間伐とかを進めていかなければならぬと。そうなったときに、民有林に対してどれぐらいの出材量があつて、どれぐらいの販売額が出て、幾らぐらいの利益が出るかというような見積りのものを提出しないと、なかなか民有林で造林事業に着手していただける方は増えてはこないであろうということもあつて、アランディス・フォレストという森林管理ソフトがあるんですけども、それがあれば、まず森林資源を正確に把握することができるということ、それと、適正な伐採計画を立てることができまして、出材量も算出することができる。路網も計画することができるということで、非常に利便性が高く、将来的には森林計画に物すごく有利なソフトになると考えておりますので、そのアランディス・フォレストというソフトを導入することが可能であるかどうかについて、新年度予算でちょっと検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。 (白川皆男議員入室 午後2時14分)

○川原茂行議員 それはそれで期待いたしておきます。

森林保護につき、また、農業の新規就農者、新しい方が魅力を持つ農業をしていく、こ

うということについて、これ、私、通告してないんですが、もし教育長さん、子供の部活動で忙しいだけで、こういうまんのう町の現状を知る機会、例えば森林の、中学生であれば、間伐しておるところの実施、実態、農業であれば、子供であれば、手で植える田植えとかよくしておりますけども、ある程度の農機具に乗ってでも、田んぼの中では免許は要りませんから問題ないんですが、安全性を含めた上で、将来の子供の社会学から考えて、どう思われますかね。通告ないんですから、答えられないと言え、それまでです。どうですか。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 今の川原議員さんの御質問ですけど、子供が地域の産業というか、そういうものを知る機会ということでしょうか。

○川原茂行議員 そうです。

○井上教育長 子供たち、部活動で忙しいんですけど、土曜日、日曜日とかには、地域の産業とか、そういう農業について知る機会はぜひ持ってほしいなと思ってます。

今年、去年といろいろ子供たちが地域で地域の人材と一緒に活動する場には私も出て見ていますんですけど、例えば満濃南小学校の子供たちであれば、地域の勝手連ファーマーズの方と一緒に、いろいろ田植えから稲刈り、昔の道具についての勉強、そういうことも一緒にやっておりますし、仲南小学校の子供たちに関しては、ヒマワリと一緒に育てますので、そういう意味で、ヒマワリをどういうふう育てて、最後、どういうふうにしていこう、町の特産品として売っていくかというようなこと、あるいは、満濃森林公園のほうでよくやっていますのは、山が荒れるといけないので、森林の整備をしながら、中学生がボランティアと一緒に整備をしたり、あるいは、シイタケの栽培をしたりということで、山の整備をしたりするのも、中学生が今まで一緒にやってきました。そういう中で参加することで、地域の農業でありますとか産業の実態を子供たちが知る機会があって、それで自分たちの地域に愛着を持つということもできると思いますので、部活動だけでなく、そういうことに子供たちが時間が割けるといのは非常にいいことだと思いますので、ぜひ推奨していきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 教育長さん、そういう御答弁でしたので申しますけど、私、この中で2課長さんが28日に木櫛池にマスの放流をいたしました。そのときに仲南の年長組26名ですか、その方が一緒に放流したときに、笑いが、本当にこれがうれしかったという笑いの顔が、私、いまだにこびりついておるわけです。そういう姿を、やっぱり先輩であり、また、教育者である方も見とっていただければ、ただ学校でにこっとしとるがというようなものではないと思うんです、現場で見る顔は。そこらはやっぱり子供の教育と同時に、課長は子供の前でにこにこするわけではないけど、課長さん2人は子供の笑顔をはっきりと覚えていただいております。これが将来のまんのうの宝ですから、これをど

う育てるか。私はそういう部活もあり、学業もあり、危険なことはさせたらいかん、非常に難しい問題ではありますけども、ここらあたりまでは気をつけてというものが必ずあるはずですから、そういうものについては心遣いをさせていただきたいなど、要望しておきます。町長さん、これは要望ですから、お願いしておきます。

森林について、1万3,000ヘクタール、これ、3河川の源流であるところで、各地区のイベントを含めて、下流の方が本当に山に対する認識度を高めるのはどうしたらいいのかなど、森林保護をするためにですよ。下流のほうが人口が多いわけですから、例えば財田川であれば、観音寺、三豊の下流が多い、金倉川であれば、多度津が人間が多い、土器川であれば丸亀が多いわけですから、そこらの方が森林の大切さというもの、すばらしいというものを認識をしてもらえよう努力はどうしたらいいのか。

もう一点、これはCO₂の問題であります。環境税ですね。今、七箇地区に合田工務店が入ってます。でもあんまり作業はされてないんですね。初めの二、三年は作業をしておりましたけども、それから後はあんまり作業されてない。しかし、こういう企業の、今、言うCO₂を削減せないかん、目標をここまで下げないかんという努力はお互いにせないかんわけですから、それがまんのう町のところへ企業からの要望がありますか。もしくは、全く無関心ですか。ここらはどんなんですか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。ただいま川原議員がおっしゃった件については、ちょっと、私、勉強不足かもしれませんが、把握できておりません。申し訳ないんですけど、合田工務店さんですかね。

○川原茂行議員 いや、七箇へ入ってきとるんはね。琴南に入ってきとるんはどこ。もっと入ってきとるはずですよ。

○藤原農林課長 ちょっとすみません、全く分かりませんでした。

○川原茂行議員 誰か分かりませんか。琴南、江畑のほうにも入ってきとるやろ。

○白川正樹議長 答弁お願いいたします。

企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 失礼します。僕が知ってる限りは、七箇のほうは合田工務店、あと江畑のほうにパナソニックの森がございます。一応、私が知り得とるんは二つの企業でございます。以上です。

○川原茂行議員 以後、問合せがあるのか、ないのかは分からない。

○鈴木企画政策課長 それは分かりません。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 今の川原議員さんの御質問にお答えします。

1件、お話はあったんですが、それは成立まではいかなかったということです。

この事業は県のほうがマッチング、市町のほうにそんなところがあるか、企業さんがそういう要望があった、そういうところを県のほうがマッチングさせて、市町のほうに連絡

があるということで、1件、そういったお話はあったんですが、成立までは至ってないということがありました。以上でございます。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今回の課長の話をお聞かせと、それ以後、ほとんどないということでございます。ということは、逆に裏を返せば、県もまんのう町の森林がどの程度あるのか知ってはいるけども、あまり興味がないと。そう考えざるを得んですけど、県の担当のものとも、町長、これは何らかの形で森林の持つ意味の重要性、多面的なもんがございすから、大きくなって、木が成林に達してくれば、売買を含め、販売を含めた問題、それ以前には災害の抑止の問題、いろんな問題を県が少しこれは考え方が十分理解していただいておりますのでないかなと思うんですが、町長さん、これはどんなですか。町長、考え方をちょっとおっしゃってください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

香川県非常に面積も狭いところでありますし、森林面積はかなりありますが、四国4県の中では他の3県と比べますと、かなり林業については力が入ってないかなというふうな気はいたしております。四国のあとの3県はかなり森林にいろいろ力を入れておりますし、香川県は他の3県に比べますと、やはり森林については弱いのかなというふうには感じております。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今回の四国の3県については、当然、香川県が面積も少ないし、これは分かります。高知のように98%もが森林率日本一のところですね。香川県は70%弱のところと、それは一緒にするわけにはいかない。しかし、香川県には香川県の森林の持つ意味合いというものがあるわけですから、これは県のほうへも、十分、町長のほうから森林の大切さ、ありがたさ、また、逆に言えば、怖さも含めて認識していただけるように努力いただけますか、どうですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

その点につきましては、機会あるごとに県のほうに、また、国のほうにも話をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 もう時間が参りました。終わりますが、町長、この森林は、今、とかく言わんでもいいけども、これが環境税に響いてくると思いますから、ぜひとも県に森林の持つ意味合い、まんのう町の森林の認識度を高めていただくように努力をお願いすると同時に、それが一点、圃場整備は基本的にやれるところからやるというんじゃなくて、基本的に全体図の中で、将来、後悔しないような形の農道、水路整備ができるような形で圃場整備を進捗していただくようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○**白川正樹議長**　以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、12月13日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

散会　午後2時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月2日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員